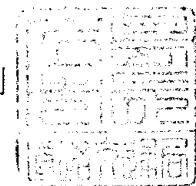


広道街第203号
平成19年9月12日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉忠利
(道路交通局道路部街路課)



平成14年度及び平成16年度包括外部監査結果報告に添えて提出された
意見への対応結果について（通知）

のことについて、別紙のとおり対応しましたので報告します。



監査の対象 道路交通事業に係る事務の執行状況

項目 2 道路計画立案過程、進ちょく管理

主管課 道路交通局 道路部 街路課

意	見
<p>○ 平成14年度の意見</p> <p>道路計画立案過程、進ちょく管理</p> <p>ア 事業計画と実績の比較、評価、公表制度の創設</p> <p>街路事業では、許可を受けた事業計画（事業の目的、事業施工期間、総事業費等）について、定期的又は事業完了後に評価し、報告する制度は全国的にもまだ確立されていないため、実施していない。また、道路事業においても、当初事業費見込と実際の総事業費との比較は行っておらず、当然ながら差異の分析も行っていない。</p> <p>事業認可時の計画とその後の実績とを比較・公表することにより、次の効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 認可後の状況変化の周知（目的の達成状況、施工期間・総事業費の状況変化）・ 当初想定した効果が実際はどうであったか・ 安易な事業計画に基づく事業化を抑制・ フィードバックにより計画時の施工期間、総事業費等の見積精度向上・ 市民の道路整備に対する理解の深化 <p>少なくとも都市計画や一定規模以上の事業計画については、当初計画と実績との比較・差異分析を公表する制度の創設が望まれる。</p> <p>○ 平成16年度の意見</p> <p>自主的に道路整備に関する事後評価の検討を行うのが望ましい。</p>	

対応結果
<p>1 現在、国において、国土交通省所管の街路・道路事業について、事後評価の手法が検討されている。</p> <p>2 本市では、当該評価手法が策定されるまでの間、自主的な取組として、街路課所管の国庫補助事業による街路事業について、当初計画と実績との比較・差異分析を行うとともに、整備効果を検証しそれらを公表するため、独自のガイドラインを策定した。まず、平成16年5月に完成した南観音橋について、整備前後の交通量調査や周辺住民に対して行った完成後の効果についてのアンケート調査の結果及び事業期間、事業費の計画と実績の比較等を、市のホームページにおいて平成19年9月に公表する予定である。なお、各区街路事業主管担当課長等にも事後評価の自主的な取組について、周知徹底を図りながら実施する。</p> <p>3 今後、国の事後評価手法が策定されれば、それを踏まえたものに隨時修正する。</p>